

# 社団法人一関青年会議所定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会議所は、社団法人一関青年会議所（Ichinoseki Junior Chamber Incorporated）と称する。

(事 務 所)

第2条 本会議所の事務所を、岩手県一関市駅前1番地に置く。

(目 的)

第3条 本会議所は次に掲げる事項をその目的とする。

- (1) 経済、社会及び文化に関する諸問題の調査研究並びにその改善及び発展のため諸事を実施し、関係諸団体と協力して、日本経済の正しい発展を図ること
- (2) 指導者訓練を基調とした修練、社会への奉仕及び会員相互の連携を図ること
- (3) 日本青年会議所及び国際青年会議所の機構を通じ、日本及び世界の青年と提携して国際的理解及び親善を助長し、世界の繁栄と平和に寄与すること

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人または法人、その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2. 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(事 業)

第5条 本会議所は、その目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 産業、経済及び文化に関する研究並びにその改善発展のための諸事業実施
- (2) 社会奉仕事業及び青少年問題に関する事業
- (3) 会員の修練及び相互の親睦に資する行事の開催
- (4) 国際青年会議所、日本青年会議所及びその他の諸団体との提携
- (5) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業

(組 織 運 営)

第6条 本定款の執行に関する諸規程は別に定める。

## 第2章 会員及び会費

(会員の種類)

第7条 本会議所の会員は、正会員及び特別会員とする。

(会員の資格等)

第8条 正会員は、一関市及びその周辺に居住する20才以上40才未満の品格のある青年でなければならない。ただし、年度中に上記制限年齢に達するときは、その年度内は制限年齢を超えて正会員の

資格を有する。

2. 特別会員は、制限年齢に達した正会員のみがその資格を有する。
3. 特別会員に関する細目は、「社団法人一関青年会議所会員資格規程」(以下「資格規程」とする。)による。

(入 会)

第9条 本会議所に入会を希望する者は、正会員2名以上の責任ある推薦により資格規程に基づき、所定の入会手続きをしなければならない。

2. 入会の承認は、理事会が行う。

(会費及び入会金)

第10条 正会員は入会に際し入会金を、また、毎年所定の納期に会費を納入しなければならない。ただし、正会員より特別会員になる者は、入会金を必要としない。

2. 入会金及び会費の額並びに納入期限は、資格規程に定める。

(退 会)

第11条 退会を希望する会員は、退会届を理事長に提出しなければならない。

2. 年度の途中で退会しても既納の会費は原則として返還しない。また、会費納入前に退会を申し出ても、その年度の会費は原則として納入しなければならない。

(除 名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経てこれを除名することができる。この場合には、総会の会日の10日前までにその会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本会議所の体面を傷つけ、またはその趣旨に反する行為があったとき
- (2) 会費納入義務を履行しないとき
- (3) 出席義務を履行しないとき

### 第3章 総会・例会及び理事会

(総会の種類及び召集)

第13条 総会は、定時総会と臨時総会の2種類とする。

2. 定時総会は、毎年1月、8月に、臨時総会は、理事長が必要と認めたとき、または5分の1以上の正会員が会議の目的事項を示し請求したとき理事長がこれを召集する。
3. 総会において、理事長がその議長となる。
4. 総会の召集は、少なくとも会日の7日前までに各会員に対し、総会の目的たる事項、日時及び場所につきその通知を発しなければならない。

(総会の成立及び議事)

第14条 総会の定足数は、正会員の2分の1以上とする。

2. 議事は、この定款に別に規程するもののほか、出席正会員の過半数をもって決する。

3. 可否同数の場合は、議長がこれを決する。
4. 委任状による出席及び議決権の行使は、出席正会員の名を記して委任した場合に限り有効とする。

(総会の決議事項)

第15条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び収支予算の決定及び変更
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 役員選任及び解任
- (5) 次に掲げる事項に関する規則、規程の設定、変更及び廃止
  - ア 社団法人一関青年会議所運営規程
  - イ 社団法人一関青年会議所役員選任に関する規程
  - ウ 社団法人一関青年会議所会員資格規程
  - エ 社団法人一関青年会議所庶務規程
  - オ 社団法人一関青年会議所基金管理規程
  - カ その他の規程
- (6) その他、特に重要な事項

(特別議決)

第16条 次に掲げる事項は正会員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 解散

(理事会)

第17条 理事会は、本会議所の運営に当たる。

2. 理事会は、総会から委任された事項及び総会に提出すべき議題を審議処理する。
3. 定例理事会は毎月1回開催し、臨時理事会は理事長が必要と認めたとき、または理事過半数以上の要求があったときに理事長がこれを招集する。
4. 理事会の定足数は、理事数の2分の1とする。

(常任理事会)

第18条 理事長、副理事長及び専務理事をもって常任理事とし、常任理事会を構成する。ただし、必要により各理事を常任理事会に出席させることができる。

2. 常任理事会は、理事会から付託された事項、理事会に提出すべき事項及び議題を審議処理する。
3. 常任理事会は、毎月1回以上必要に応じて理事長がこれを招集する。

(例会)

第19条 本会議所は、「社団法人一関青年会議所運営規程」(以下「運営規程」という。)に定めるところにより、毎月1回以上例会を開く。

(議 事 録)

第20条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 会議に出席した会員及び理事の氏名並びにその数
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録作成人、議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には議長並びに出席した構成員の内からその会議において選任された議事録作成人及び議事録署名人が署名捺印しなければならない。

## 第4章 役 員

(役員の種類)

第21条 本会議所に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 直前理事長 1名
- (3) 副理事長 5名以内
- (4) 専務理事 1名
- (5) 理事 10名以上20名以内(理事長、副理事長及び専務理事を含む。)
- (6) 監事 2名または3名
- (7) 推進委員(顧問) 若干名
- (8) 特別理事 若干名

(役員資格及び任免)

第22条 役員は、本会議所の正会員たることを要し、総会において選任及び解任される。ただし、直前理事長、推進委員及び特別理事たる役員はこの限りではない。

2. 直前理事長は、前年度の理事長とする。
3. 推進委員は、理事長の経験者とする。
4. 特別理事は、社団法人日本青年会議所、東北地区協議会及び岩手ブロック協議会の出向するもので、とくに必要と認める場合これにあてる。
5. 理事長、副理事長、専務理事及び理事をもって民法上の理事とし、監事をもって民法上の監事とする。
6. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
7. 役員を選任の方法は「社団法人一関青年会議所役員選任に関する規程」によるものとする。

(役員任期)

第23条 役員任期は、毎年1月1日より12月31日までとし、重任を妨げない。

2. 任期の半ばに選任された役員の任期は、その期の末日までとする。
3. 役員は、任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第24条 理事長は、本会議所を代表し所務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 専務理事は、理事長を補佐し、事務局を統轄し及び所務を処理する。
4. 理事は、理事長を補佐し、所務を処理する。
5. 直前理事長は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、理事会における議決権は有しない。
6. 推進委員及び特別理事は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、理事会における議決権は有しない。
7. 監事は、本会議所の業務及び財産状況を監査し、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、理事会における議決権は有しない。

## 第5章 管 理

(定款その他の書類の備付)

第25条 理事長は、定款、規程、総会議事録及び諸帳簿を本会議所事務局に備えて置かなければならない。

2. 理事長は、会員が前項の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由がなくてこれを拒んではならない。

(決算関係書類の提出)

第26条 理事長は、事業年度毎に翌年1月に開かれる定時総会の会日の5日前までに、前事業年度における次の書類を作成し、監事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 収支決算書
- (4) 附属明細書

2. 監事は、前項により書類の送付を受けたときは、その定時総会の前日までに意見書を理事長に提出しなければならない。
3. 理事長は、前項の監事の意見を添えて第1項の書類を前記の定時総会に提出し、その承認を求めなければならない。
4. 理事長は、毎事業年度、前記定時総会の会日の7日前までに、前項の書類を事務局に備えておかなければならない。
5. 理事長は、会員が前項の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由がなくてこれを拒んではならない。
6. 理事長は、毎事業年度終了後遅滞なく前項の書類を岩手県知事に提出するとともに、地区担当理事を経て日本青年会議所会頭に提出しなければならない。

## 第6章 委員会

(委員会の設置)

第27条 本会議所は、その目的達成に必要な重要事項を研究、審議及び実施するため委員会を置く。

2. 委員会の設置は、運営規程による。

(委員の任免)

第28条 委員会に委員長1名、副委員長若干名および委員若干名を置く。

2. 委員長は、理事のうちから理事会の承認を得て、理事長が任命する。

3. 副委員長は、正会員のうちから委員長が指名する。

4. 委員は、正会員のうちから理事会の承認を得て理事長が任命する。

## 第7章 事務局

(事務局の設置)

第29条 本会議所は、その事務を処理するため事務局を置く。

(細 則)

第30条 前条のほか、事務局に関しては必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

## 第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 本会議所の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第32条 資産は、理事会の議決に基づいて理事長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第33条 本会議所の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第34条 本会議所の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第35条 一事業年度における総収入から総損金及び繰越損益を加減したものを剰余金とする。

2. 剰余金は、総会の議決を経てその全部もしくは一部を基金に積み立て、または翌事業年度に繰り越すものとする。

## 第9章 定款改正

第36条 本定款を総会の同意を経たのち岩手県知事の許可を得て改正したときは、直ちに改正定款を日本青年会議所会頭に提出する。

2. 本会議所は、その運営上次の諸規程を日本青年会議所定款、諸規程及び規則並びに本定款に抵触しない範囲において本会議所の状態に応じ定めなければならない。

- (1) 社団法人一関青年会議所運営規程
- (2) 社団法人一関青年会議所役員選任に関する規程
- (3) 社団法人一関青年会議所会員資格規程
- (4) 社団法人一関青年会議所庶務規程
- (5) 社団法人一関青年会議所基金管理規程

## 第10章 解 散

(解散及び残余財産の帰属)

第37条 本会議所は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規程によって解散する。

2. 解散の時に存する残余財産は、総会の議決を経、岩手県知事の許可を得て、本会議所と目的が類似する公益法人その他の団体に帰属させる。

### 附 則

本定款は、昭和49年3月23日より施行する。

### 附 則

本定款は、昭和60年1月1日より施行する。

### 附 則

本定款は、平成13年8月28日より施行する。

### 附 則

本定款は、平成15年1月4日より施行する。

### 附 則

本定款は、平成20年1月5日より施行する。